

第百六十二回国会
衆議院
農林水産委員会
會議録
第十七号

平成十七年六月二日(木曜日)

午前十一時四十分開議

出席委員

委員長 山岡 賢次君

理事 今村 雅弘君 理事 西川 京子君

理事 二田 孝治君 理事 松野 博一君

理事 黄川田 徹君 理事 檜崎 欣弥君

理事 山田 正彦君 理事 白保 台一君

理事 赤城 徳彦君 理事 石田 真敏君

理事 岡本 芳郎君 理事 梶山 弘志君

理事 川上 義博君 理事 木村 太郎君

理事 城内 実君 理事 北村 直人君

理事 小西 理君 理事 後藤 茂之君

理事 後藤田正純君 理事 田中 英夫君

理事 津島 恭一君 理事 西村 康稔君

理事 原田 令嗣君 理事 福井 照君

理事 森 英介君 理事 一川 保夫君

理事 岡本 充功君 理事 岸本 健君

理事 鮫島 宗明君 理事 神風 英男君

理事 仲野 博子君 理事 橋本 清仁君

理事 堀込 征雄君 理事 松本 謙公君

理事 山内おさむ君 理事 大口 善徳君

理事 高橋千鶴子君 理事 山本喜代宏君

農林水産大臣 島村 宜伸君

農林水産副大臣 岩永 峯一君

農林水産大臣政務官 大口 善徳君

農林水産委員会専門員 飯田 祐弘君

委員の異動

六月二日

辞任

金子 恭之君

上川 陽子君

鹿野 道彦君

補欠選任

小西 理君

福井 照君

橋本 清仁君

同日

補欠選任

小西 理君

福井 照君

橋本 清仁君

金子 恭之君

上川 陽子君

鹿野 道彦君

六月一日

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

○山岡委員長

これより會議を開きます。内閣提出、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は、去る五月十八日に終局いたしました。

この際、本案に対し、山田正彦君外三名から、民主党・無所属クラブ提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。神風英男君。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

(本号末尾に掲載)

○神風委員 私、民主党・無所属クラブを代表して、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨を御説明申し上げます。

食生活をめぐっては、近年、BSEの発生や輸入農産物等における農薬の残留、食品の不正表示事件の多発等、消費者の食に対する不安を著しく増大させる事態が相次いで発生しております。

食の安全、安心に対する消費者の関心が高まる中で、食の安全性と消費者の信頼を回復するためには食品表示の適正化を図ることが大きな課題となっております。

今回のJAS法の改正案は、流通JAS規格の導入と公益法人改革に対応した登録認定機関制度の改善を柱とするものでありますが、消費者の食の安全、安心へのニーズに的確に対応するという観点からは不十分なものであると言わざるを得ません。

平成十一年のJAS法の改正により、一般消費者向けに販売される基本的にすべての飲食料品について、消費者が品質を識別するために必要な事項を表示することが製造業者または販売業者に義務づけられました。

具体的には、飲食料品の種類ごとに告示によって定められており、加工食品にあつては、名称、原材料、内容量、賞味期限、保存方法、製造業者名等の一覧表示が義務づけられております。

このうち、特定の加工食品については、さらに原料原産地の表示が義務づけられていますが、現状では、ウナギ加工品など四品目と、平成十八年に義務化される生鮮食品に近い二十食品群のみであります。

しかしながら、最近の消費者の食に対する関心の高まりや加工食品の原料調達先の多様化、グローバル化の進展等の状況を考慮すると、このような限られた品目や食品群ごとに原産地表示の義務づけを検討するような方法では、消費者のニーズにこたえることはできません。

民主党は、かねてより、原料原産地の義務表示の範囲をすべての加工食品に拡大するべきであると主張してまいりました。原料原産地に関する情報を積極的に提供することによって、消費者の食品選択の幅が一層拡大し、より適切な選択が可能となるのみならず、近年の消費者の国産志向から、製造業者による国産原料の利用が増加し、ひいては食料自給率の向上にもつながると考えられます。

以下、修正案の概要を申し上げます。

第一に、原則としてすべての加工食品について、その原材料の原産地等の表示を義務づけることとしております。すなわち、国内で製造または加工された加工食品にあつては主要な原料または材料の原産地を、輸入された加工食品にあつては原産国を明記するものとしております。

第二に、この修正については、公布の日から二年以上以内に施行するものとし、政府は、それまでの間に、できるだけ多くの加工食品の原料原産地等の表示が可能となるよう、流通行程の改善その他必要な措置を講じなければならないものとしております。

以上であります。

何とぞ、委員の皆様方の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○山岡委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○山岡委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に入るのでありますが、その

第一類第八号 農林水産委員会會議録第十七号

平成十七年六月二日

農林水産委員会専門員

飯田 祐弘君

大口 善徳君

岩永 峯一君

島村 宜伸君

松本 謙公君

橋本 清仁君

申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、山田正彦君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山岡委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山岡委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○山岡委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、松野博一君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者から趣旨の説明を聴取いたします。松野博一君(博)

○松野委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしますして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、公益法人改革を推進し、消費者の合理的な選択に資するよう、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 新たな制度への円滑な移行が図られるよう、製造、加工等関係事業者や消費者に対し、流通の方法についての基準を内容とするJAS規格の制定や登録認定機関制度の改善

など、制度の十分な普及啓発に取り組みこと。

二 登録認定機関が行う認定の信頼性を確保するため、登録後の登録基準への適合命令及び業務改善命令等の措置を適時適切に発動すること。また、登録外国認定機関については、現地調査を実施するなど適正な審査・監督を行うこと。

三 有機農産物に係る登録認定機関の登録に当たっては、新たな登録基準について十分な周知徹底を行うとともに、生産農家の実態を踏まえ、有機農業の振興に支障が生ずることのないよう適切に運用すること。

四 消費者の立場に立ったわかりやすい食品表示を実現するため、製造・流通の実態や消費者の関心等を踏まえ、加工食品の原料原産地表示の義務付け対象範囲の拡大を検討すること。また、食品の表示基準の適切な見直しを行うこと。また、外食に対する消費者の信頼が確保されるよう、外食における原料原産地等の表示の在り方を速やかに検討すること。

五 食品の適正な表示を確保するため、食品表示の科学的な検証技術の確立及び活用を図るとともに、消費者の協力を得つつ日常的な監視を充実させるなど、食品表示の監視指導体制の整備に努めること。

右決議する。

以上の附帯決議案の内容につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のところと存じますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○山岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山岡委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいま議決いたしました附帯決議につきまして、政府から発言を求められておりますので、これを許します。農林水産大臣島村宜伸君。

○島村国務大臣 ただいまは法案を可決いただきまして、ありがとうございます。

附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいりたいと存じます。

○山岡委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○山岡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山岡委員長 次に、内閣提出、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣島村宜伸君。

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○島村国務大臣 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

農林水産省は、これまで、グリーンツーリズムの振興のための条件整備等を通じて、都市と農山漁村の交流の促進を図ってきたところであります。が、今般、公益法人改革の一環として、農林漁業

体験民宿業者の登録制度について指定法人制度を廃止するための措置を講ずることとしたしました。また、あわせて、農林漁業体験民宿業者の登録制度のより一層の活用を図り、農林漁業体験民宿を安心して利用できるようにするため、登録の対象となる農林漁業体験民宿業者の範囲や農林漁業体験民宿業者の登録基準についても改善を図ることとし、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、登録の対象範囲の見直しであります。登録の対象となる農林漁業体験民宿業者の範囲について、農林漁業者またはその組織する団体以外の者が、農林漁業体験活動に必要なサービスを提供する場合にも拡大することとしております。

第二に、農林漁業体験民宿業者の登録基準の見直しであります。農林漁業体験民宿業者は、利用者を生じた事故に対応する保険に加入している場合等に限り、登録を受けることができることとしております。

第三に、農林漁業体験民宿業者の登録を行う登録実施機関について、指定法人制度から登録制度へ移行することとあります。登録実施機関の登録を申請した者が資格要件に適合しているときは、国は登録しなければならないこととする等、所要の規定を整備することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○山岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る八日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十二分散会

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十九条の八の改正規定及び同条を第十九条の十三とする改正規定を次のように改める。

第十九条の八第一項中「生産の方法の下に」又は流通の方法を加え、「のうち必要な事項につき」を「について」に、「製造業者又は販売業者」を「製造業者等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、表示の必要がない場合（原産地（加工食品製造又は加工された飲食品をいう。以下同じ。）にあつては、原料若しくは材料の原産地又は原産国）の表示については、表示が困難な場合はこの限りでない。

第十九条の八第一項第一号中「原産地」の下に「国内で製造又は加工された加工食品（当該加工食品であつて輸入されたものを除く。）にあつては、主要な原料又は材料の原産地、輸入された加工食品にあつては原産国）を加え、同条第二項中「製造業者又は販売業者」を「製造業者等」に改め、同条第三項中「方法」の下に「又は流通の方法」を加え、「製造業者又は販売業者」を「製造業者等」に改め、同条を第十九条の十三とする。

附則第一条第一号中「附則第二十条」を「附則第十七条、第十八条及び第二十二條」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第十九条の八第一項の改正規定（生産の方法の下に）又は流通の方法を加える部分及び製造業者又は販売業者を「製造業者等」に改める部分を除く。公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附則第二条の見出しを「登録認定機関に関する規定の施行前の準備」に改め、同条中「以下」を「附則第十八条を除き、以下」に改める。

附則第二十条中「第十六条」を「第十八条」に改

第一類第八号 農林水産委員会議録第十七号

め、同条を附則第二十二條とする。

附則第十九条中「この法律の下に（附則第一条第三号に掲げる改正規定については、当該改正規定）を加え、同条を附則第二十一條とし、附則第十八条を附則第二十条とし、附則第十七條を附則第十九條とし、附則第十六條の次に次の二條を加える。

（品質表示に関する規定の施行前の準備）

第十七条 政府は、できるだけ多くの加工食品の原料又は材料の原産地等の表示が可能となるよう、附則第一条第三号に掲げる規定が施行されるまでの間、飲食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含み、酒類並びに薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）の流通行程の改善その他必要な措置を講じなければならない。

第十八条 農林水産大臣は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行前においても、同号に掲げる改正規定による改正後の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下この条において「新法」という。）第十九条の十三第一項に規定する飲食品品について、同項並びに同条第二項及び第四項から第六項までの規定の例により、その品質に関する表示の基準を定め、これを告示することができる。

2 前項の規定により定められた品質に関する表示の基準は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日において新法第十九条の十三第一項又は第二項の規定により定められたものとみなす。

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案の促進に関する法律の一部を改正する法律案の農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条」を「第三十八條」に、「第四

平成十七年六月二日

章 雑則（第三十条―第三十二條）を「第四章 雑則（第三十九條―第四十條）」を「第五章 罰則（第四十一條―第四十四條）」に改める。

第二條第五項中「山村・漁村滞在型余暇活動」の下に「（以下「農山漁村滞在型余暇活動」という。）を加え、」であつて、農林漁業者又はその組織する団体が行うものを削る。

第十六條から第二十三條までを次のように改める。

（農林漁業体験民宿業者の登録）

第十六條 農林漁業体験民宿業者を営む者（以下「農林漁業体験民宿業者」という。）は、農林漁業体験民宿業に係る営業方法に関し農林水産省令で定める基準に従つて営業を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、第十八條から第二十條までの規定により農林水産大臣の登録を受けた者（以下「登録実施機関」という。）が行う登録を受けることができる。

2 前項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げる事項について、農林漁業体験民宿業者の健全な発達を図るために必要なものとして定めるものとする。

一 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務の内容に関する事項

二 利用者の生命又は身体について損害が生じた場合における当該損害をてん補する措置に関する事項

三 地域の農林漁業者との調整に関する事項（標識の掲示）

第十七條 前条第一項の農林漁業体験民宿業者の登録を受けた者は、農林漁業体験民宿業に係る宿泊施設ごとに、その見やすい場所に、農林水産省令で定める様式の標識を掲示するものとする。

2 前条第一項の農林漁業体験民宿業者の登録を受けていない者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

（登録実施機関の登録）

第十八條 第十六條第一項に規定する農林水産大

臣の登録（以下「登録実施機関の登録」という。）は、同項の規定による農林漁業体験民宿業者の登録の実施に関する事務（以下「登録実施事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。（欠格条項）

第十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、登録実施機関の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十九條の規定により登録実施機関の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの（登録実施機関の登録の基準）

第二十條 農林水産大臣は、第十八條の規定により登録実施機関の登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録実施機関の登録をしなければならない。この場合において、登録実施機関の登録に関して必要な手続は、農林水産省令で定める。

一 次のいずれかに該当する者が登録実施事務を実施し、その人数が登録実施事務を行う事務所ごとに二名以上であること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学を卒業した者であつて、農山漁村滞在型余暇活動の運営に関する企画若しくは援助又は農林漁業体験民宿業者の登録に関する業務に通算して一年以上従事した経験を有するもの

ロ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校を卒業した者であつて、農山漁村滞在型余暇活動の運営に関する企画若しくは援助又は農

林漁業体験民宿業者の登録に関する業務に
通算して二年以上従事した経験を有するも
の

ハ イ及びロに掲げる者と同等以上の知識及
び経験を有する者

二 農山漁村滞在型余暇活動の運営に関する
企画若しくは援助又は農林漁業体験民宿業
者の登録に関する業務に通算して三年以上
従事した経験を有する者

二 登録申請者が、農林漁業体験民宿業者に支
配されているものとして次のいずれかに該当
するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社であ
る場合にあつては、農林漁業体験民宿業者
がその親会社(商法(明治三十二年法律第四
十八号)第二百一十一條ノ二第一項の親会社
をいう。)であること。

ロ 登録申請者の役員に占める農林漁業体験
民宿業者の役員又は職員(過去二年間に当
該農林漁業体験民宿業者の役員又は職員で
あつた者を含む。)の割合が二分の一を超え
ていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表
権を有する役員)が、農林漁業体験民宿業
者の役員又は職員(過去二年間に当該農林
漁業体験民宿業者の役員又は職員であつた
者を含む。)であること。

2 登録実施機関の登録は、登録実施機関登録簿
に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録実施機関の登録の年月日及び登録番号
二 登録実施機関の登録を受けた者の氏名及び
住所(法人にあつては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地)

三 登録実施機関の登録を受けた者が登録実施
事務を行う事務所の所在地
(登録実施機関の登録の更新)

第二十一条 登録実施機関の登録は、三年を下
らない政令で定める期間ごとにその更新を受けな
ければ、その期間の経過によつて、その効力を
失う。

2 前三条の規定は、前項の登録実施機関の登録
の更新について準用する。
(登録実施の義務)

第二十二條 登録実施機関は、登録実施事務を行
うことを求められたときは、正当な理由がある
場合を除き、遅滞なく、登録実施事務を行わな
ければならない。

2 登録実施機関は、公正に、かつ、農林水産省
令で定める基準に適合する方法により登録実施
事務を行わなければならない。

(事務所の変更の届出)

第二十三條 登録実施機関は、登録実施事務を行
う事務所の所在地を変更しようとするときは、
変更しようとする日の二週間前までに、その旨
を農林水産大臣に届け出なければならない。

第三十二條を削り、第三十一條を第四十條と
し、第三十條を第三十九條とする。

第三章中第二十九條を第三十八條とする。
第二十八條中「第二十條第一項(第二十六條にお
いて準用する場合を含む。)の規定による指定の取
消し」を「第二十九條又は第三十五條の規定による
処分」に改め、同條を第三十七條とする。

第二十七條第一項中「全国協会」を「登録実施機
関」に改め、同條を第三十六條とする。
第二十六條を削り、第二十五條を第三十三條と
し、同條の次に次の二條を加える。

(農林漁業体験民宿業団体に対する改善命令)
第三十四條 都道府県知事は、前条各号に掲げる
業務の運営に関し改善が必要であると認めると
きは、農林漁業体験民宿業団体に對し、その改
善に必要な措置をとるべきことを命ずることが
できる。

(農林漁業体験民宿業団体の指定の取消し)
第三十五條 都道府県知事は、農林漁業体験民宿
業団体が次の各号のいずれかに該当するとき
は、その指定を取り消すことができる。

一 第三十三條各号に掲げる業務を適正かつ確
実に行うことができないと認められるとき。
二 前条の規定による命令に違反したとき。
三 不正の手段により農林漁業体験民宿業団体

の指定を受けたとき。
第二十四條を第三十二條とし、第二十三條の次
に次の八條を加える。

(登録実施事務規程)
第二十四條 登録実施機関は、登録実施事務に関
する規程(次項において「登録実施事務規程」と
いう。)を定め、登録実施事務の開始前に、農林
水産大臣に届け出なければならない。これを更
改しようとするときも、同様とする。

2 登録実施事務規程には、登録実施事務の実施
方法、登録実施事務に関する料金その他の農林
水産省令で定める事項を定めておかなければな
らない。

(登録実施事務の休廃止)
第二十五條 登録実施機関は、登録実施事務の全
部又は一部を休止し、又は廃止しようとするこ
ときは、農林水産省令で定めるところにより、あ
らかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なけ
ればならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)
第二十六條 登録実施機関は、毎事業年度経過後
三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対
照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業
報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁
的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の
知覚によつては認識することができない方式で
作られる記録であつて、電子計算機による情報
処理の用に供されるものをいう。以下この條に
おいて同じ。)の作成がされている場合における
当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」とい
う。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなけ
ればならない。

2 農林漁業体験民宿業者その他の利害関係人
は、登録実施機関の業務時間内は、いつでも、
次に掲げる請求をすることができる。ただし、
第二号又は第四号の請求をするには、登録実施
機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されている
ときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成され
ているときは、当該電磁的記録に記録された
事項を農林水産省令で定める方法により表示
したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁
的方法であつて農林水産省令で定めるものに
より提供することの請求又は当該事項を記載
した書面の交付の請求
(適合命令)

第二十七條 農林水産大臣は、登録実施機関が第
二十條第一項各号のいずれかに適合しなくなつ
たと認めるときは、その登録実施機関に對し、
これらの規定に適合するため必要な措置をとる
べきことを命ずることができる。

(登録実施機関に対する改善命令)
第二十八條 農林水産大臣は、登録実施機関が第
二十二條の規定に違反していると認めるとき
は、その登録実施機関に對し、登録実施事務を
行うべきこと又は農林漁業体験民宿業者の登録
の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な
措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録実施機関の登録の取消し等)
第二十九條 農林水産大臣は、登録実施機関が次
の各号のいずれかに該当するときは、その登録
実施機関の登録を取り消し、又は期間を定めて
登録実施事務の全部若しくは一部の停止を命ず
ることができる。

一 第十九條第一号又は第三号に該当するに
至つたとき。
二 第二十三條から第二十五條まで、第二十六
條第一項又は次條の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第二十六條第二項各
号の規定による請求を拒んだとき。
四 前二條の規定による命令に違反したとき。
五 不正の手段により登録実施機関の登録又は
その更新を受けたとき。

(帳簿の記載等)
第三十條 登録実施機関は、農林水産省令で定め
るところにより、帳簿を備え、登録実施事務に
関し農林水産省令で定める事項を記載し、これ

を保存しなければならない。

(公示)

第三十一条 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録実施機関の登録をしたとき。

二 第二十三条又は第二十五条の規定による届出があったとき。

三 第二十九条の規定により登録実施機関の登録を取り消し、又は登録実施事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第四章の次に次の一章を加える。

第五章 罰則

第四十一条 第二十九条の規定による登録実施事務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

二 第二十五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十条の規定に違反して、同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

四 第三十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第四十四条 第二十六条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 この法律による改正後の農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(以下「新法」という。)第十八条に規定する登録実施機関の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新法第二十四条第一項の規定による登録実施事務規程の届出についても、同様とする。

(旧法の規定による登録に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(以下「旧法」という。)第二十三条第一項の登録を受けている者は、新法第十六条第一項の農林漁業体験民宿業者の登録を受けているものとみなす。

(全国協会の事業報告書等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第十六条第一項の指定を受けている者が行うべきこの法律の施行の日の属する事業年度の事業報告書及び収支決算書の農林水産大臣に対する提出については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(登録免許税法の一部改正)

第七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十号の三の次に次のように加える。

三十の四 農林漁業体験民宿業者の登録又は農林漁業体験民宿業者に係る登録実施機関の登録

(一) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)第十六条第一項(農林漁業体験民宿業者の登録)の農林漁業体験民宿業者の登録	登録件数	一件につき一万五千元
(二) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第十六条第一項の登録実施機関に係る登録(更新の登録を除く。)	登録件数	一件につき九万円

理由

公益法人に係る改革を推進するため、農林漁業体験民宿業者の登録の事務について、農林水産大臣が指定した者が行う制度から、法律で定める一定の要件に適合するものとして登録を受けた者が行う制度へと改める等所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十七年六月七日印刷

平成十七年六月八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A